

令和 7 年度

舞鶴市予算書

令和 7 年度 舞鶴市予算一覧表

舞 鶴 市 一 般 会 計 予 算		1 頁
舞鶴市特別会計		
水 道 事 業 会 計 予 算		1 3 頁
下 水 道 事 業 会 計 予 算		1 7 頁
病 院 事 業 会 計 予 算		2 1 頁
国民健康保険事業会計予算		2 4 頁
貯 木 事 業 会 計 予 算		2 8 頁
駐 車 場 事 業 会 計 予 算		3 1 頁
介 護 保 険 事 業 会 計 予 算		3 4 頁
後期高齢者医療事業会計予算		4 1 頁

令和 7 年 度

舞 鶴 市 一 般 会 計 予 算

第 1 号議案

令和7年度舞鶴市一般会計予算

令和7年度舞鶴市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,490,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月25日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		11,438,700
	1 市 民 税	4,584,600
	2 固 定 資 産 税	5,942,600
	3 軽 自 動 車 税	314,100
	4 市 た ば こ 税	592,500
	5 入 湯 税	4,900
2 地 方 譲 与 税		360,400
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	213,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	63,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	59,200
	4 特 別 と ん 譲 与 税	25,200
3 利 子 割 交 付 金		7,900
	1 利 子 割 交 付 金	7,900
4 配 当 割 交 付 金		108,300
	1 配 当 割 交 付 金	108,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		161,800
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	161,800
6 法 人 事 業 税 交 付 金		200,900
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	200,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,990,800

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,990,800
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,900
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,900
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金		60,500
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	60,500
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		138,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	138,000
12 地 方 特 例 交 付 金		61,100
	1 地 方 特 例 交 付 金	59,100
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	2,000
13 地 方 交 付 税		7,821,000
	1 地 方 交 付 税	7,821,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		6,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		57,498
	1 分 担 金	17,262
	2 負 担 金	40,236
16 使 用 料 及 び 手 数 料		679,106
	1 使 用 料	397,777

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 手 数 料	281,329
17 国 庫 支 出 金		6,489,606
	1 国 庫 負 担 金	4,827,632
	2 国 庫 補 助 金	1,641,492
	3 委 託 金	20,482
18 府 支 出 金		3,439,487
	1 府 負 担 金	1,793,644
	2 府 補 助 金	1,335,743
	3 委 託 金	310,100
19 財 産 収 入		152,921
	1 財 産 運 用 収 入	112,528
	2 財 産 売 払 収 入	40,393
20 寄 附 金		512,458
	1 寄 附 金	512,458
21 繰 入 金		1,784,706
	1 繰 入 金	1,784,706
22 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
23 諸 収 入		800,936
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	8,001

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 市 預 金 利 子	1, 042
	3 貸 付 金 元 利 収 入	236, 676
	4 雑 入	555, 217
24 市 債		4, 215, 900
	1 市 債	4, 215, 900
歳 入 合 計		40, 490, 920

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		314,270
	1 議 会 費	314,270
2 総 務 費		5,553,390
	1 総 務 管 理 費	4,707,725
	2 徴 税 費	430,095
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	218,448
	4 選 挙 費	106,546
	5 統 計 調 査 費	62,651
	6 監 査 委 員 費	27,925
3 民 生 費		13,961,210
	1 社 会 福 祉 費	7,122,951
	2 児 童 福 祉 費	5,192,520
	3 生 活 保 護 費	1,643,441
	4 災 害 救 助 費	2,298
4 衛 生 費		3,395,410
	1 保 健 衛 生 費	935,043
	2 清 掃 費	1,732,559
	3 水 道 費	171,430
	4 医 療 対 策 費	556,378
5 労 働 費		58,840

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 労 働 諸 費	58,840
6 農 林 水 産 業 費		916,910
	1 農 業 費	370,179
	2 林 業 費	274,450
	3 水 産 業 費	272,281
7 商 工 費		826,790
	1 商 工 費	826,790
8 土 木 費		4,051,180
	1 土 木 管 理 費	86,372
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,273,139
	3 河 川 費	132,566
	4 港 湾 費	21,517
	5 都 市 計 画 費	2,164,582
	6 住 宅 費	373,004
9 消 防 費		3,720,660
	1 消 防 費	3,720,660
10 教 育 費		4,081,150
	1 教 育 総 務 費	621,521
	2 小 学 校 費	1,022,635
	3 中 学 校 費	861,954
	4 幼 稚 園 費	678,743

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 社 会 教 育 費	639,027
	6 保 健 体 育 費	257,270
11 公 債 費		3,601,110
	1 公 債 費	3,601,110
12 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		40,490,920

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
赤れんが周辺等まちづくり事業園路整備事業費	令和 7 年 度 か ら 令和 8 年 度 ま で	539,000
環境衛生プラント薬品調達経費	令和 7 年 度 か ら 令和 8 年 度 ま で	20,000
小学校校舎等改修事業費	令和 7 年 度 か ら 令和 8 年 度 ま で	90,000
令和 7 年度舞鶴市土地開発公社が舞鶴市に代わって用地取得等を行うための事業資金の借入れに対する債務保証	令和 7 年 度 か ら 令和 11 年 度 ま で	480,000
令和 7 年度公共用地等取得事業費	令和 7 年 度 か ら 令和 11 年 度 ま で	290,000

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業費	2,800	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
市民交流施設整備事業費	2,300	同 上	同 上	同 上	同 上
総合文化会館整備事業費	6,300	同 上	同 上	同 上	同 上
陶芸館整備事業費	5,400	同 上	同 上	同 上	同 上
赤れんがパーク整備事業費	56,700	同 上	同 上	同 上	同 上
赤れんが周辺等まちづくり事業費	91,600	同 上	同 上	同 上	同 上
北近畿タンゴ鉄道基盤整備補助金	19,200	同 上	同 上	同 上	同 上
市税等デジタル活用事業費	28,700	同 上	同 上	同 上	同 上
高齢者福祉施設等改修事業費	7,900	同 上	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費	15,700	同 上	同 上	同 上	同 上
放課後児童クラブ整備事業費	400	同 上	同 上	同 上	同 上
斎場整備事業費	83,200	同 上	同 上	同 上	同 上
最終処分場整備事業費	5,300	同 上	同 上	同 上	同 上
清掃事務所整備事業費	116,000	同 上	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
リサイクルプラザ整備事業費	85,900	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
し尿処理施設整備事業費	35,700	同 上	同 上	同 上	同 上
農地台帳デジタル活用事業費	800	同 上	同 上	同 上	同 上
土地改良事業負担金	18,100	同 上	同 上	同 上	同 上
中丹地域有害鳥獣処理施設整備事業費負担金	7,600	同 上	同 上	同 上	同 上
漁港整備事業費	43,000	同 上	同 上	同 上	同 上
漁港海岸保全施設整備事業費	32,900	同 上	同 上	同 上	同 上
商工観光センター改修事業費	1,000	同 上	同 上	同 上	同 上
消費生活相談デジタル活用事業費	300	同 上	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう改良費	483,900	同 上	同 上	同 上	同 上
河川改修費	76,600	同 上	同 上	同 上	同 上
中心市街地活性化事業費	87,500	同 上	同 上	同 上	同 上
街路整備事業費	49,300	同 上	同 上	同 上	同 上
公園施設整備事業費	24,700	同 上	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公営住宅整備事業費	124,600	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
消防施設整備事業費	2,322,100	同 上	同 上	同 上	同 上
教育支援センター整備事業費	1,300	同 上	同 上	同 上	同 上
小学校整備費	34,000	同 上	同 上	同 上	同 上
中学校整備費	42,000	同 上	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	12,700	同 上	同 上	同 上	同 上
中央図書館整備事業費	80,500	同 上	同 上	同 上	同 上
保健体育施設整備費	87,300	同 上	同 上	同 上	同 上
辺地対策事業費	122,600	同 上	同 上	同 上	同 上
計	4,215,900				

令和 7 年 度

舞 鶴 市 水 道 事 業 会 計 予 算

第 2 号議案

令和 7 年度舞鶴市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	31, 200戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9, 636, 000m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	26, 400m ³
(4) 主要な建設改良事業	
浄 水 施 設 費	135, 849千円
配 水 施 設 費	925, 978千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益	1, 915, 400千円
第 1 項 営 業 収 益	1, 542, 916千円
第 2 項 営 業 外 収 益	372, 483千円
第 3 項 特 別 利 益	1千円
支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	1, 791, 200千円
第 1 項 営 業 費 用	1, 698, 730千円
第 2 項 営 業 外 費 用	91, 969千円
第 3 項 特 別 損 失	1千円
第 4 項 予 備 費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額980,500千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,631千円、損益勘定留保資金636,327千円、建設改良積立金291,542千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	540,800千円
第1項 企業債	340,000千円
第2項 補助金	76,323千円
第3項 出資金	100,310千円
第4項 負担金	20,712千円
第5項 基金収入	3,454千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,521,300千円
第1項 建設改良費	1,082,395千円
第2項 償還金	438,905千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
由良川取水口移転詳細設計業務 委託経費（取水施設）	自 令和7年度 至 令和8年度	千円 77,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 費	340,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 %以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 183,323千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、71,120千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000冊と定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和 7 年 度

舞 鶴 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

第 3 号議案

令和 7 年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 戸 数	39,500戸
(2) 年 間 総 排 水 量	9,307,500m ³
(3) 1 日 平 均 排 水 量	25,500m ³
(4) 主要な建設改良事業	
処理場整備費	545,442千円
雨水処理費	101,778千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	3,394,400千円
第 1 項 営 業 収 益	1,202,141千円
第 2 項 営 業 外 収 益	2,192,258千円
第 3 項 特 別 利 益	1千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	3,253,500千円
第 1 項 営 業 費 用	3,038,483千円
第 2 項 営 業 外 費 用	214,516千円
第 3 項 特 別 損 失	1千円
第 4 項 予 備 費	500千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,172,500千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,925千円、損益勘定留保資金1,021,260千円、建設改良積立金24,000千円、減債積立金101,315千円、で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,871,700千円
第1項 企業債	1,262,800千円
第2項 他会計補助金	122,494千円
第3項 補助金	278,358千円
第4項 出資金	203,487千円
第5項 負担金	4,560千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,044,200千円
第1項 建設改良費	1,015,290千円
第2項 償還金	2,028,910千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター薬品調達経費	自 令和7年度 至 令和8年度	千円 50,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費等	1,262,800	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 %以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 224,276円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,390,608円である。

令和7年2月25日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

令和 7 年 度

舞 鶴 市 病 院 事 業 会 計 予 算

第 4 号議案

令和 7 年度舞鶴市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	100床	
(2) 年 間 入 院 患 者 数	延 34,493人	(1日平均 94.5人)
(3) 年 間 外 来 患 者 数	延 3,727人	(1日平均 15.4人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		32,953千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 病 院 事 業 収 益		1,109,380千円
第 1 項 医 業 収 益		728,576千円
第 2 項 医 業 外 収 益		380,599千円
第 3 項 特 別 利 益		205千円
支 出		
第 1 款 病 院 事 業 費 用		1,151,070千円
第 1 項 医 業 費 用		1,133,783千円
第 2 項 医 業 外 費 用		17,053千円
第 3 項 特 別 損 失		224千円
第 4 項 予 備 費		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 36,430千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68千円、過年度分損益勘定留保資金 36,362千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	53,480千円
第1項 企業債	25,000千円
第2項 他会計からの補助金	28,477千円
第3項 国府補助金	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 寄附金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	89,910千円
第1項 建設改良費	32,955千円
第2項 企業債償還金	56,955千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 25,000	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 %以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額は、流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	799,813千円
2 交際費	50千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、370,580千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、61,886千円と定める。

令和7年2月25日 提出

舞鶴市長 鴨田秋津

令和 7 年 度

舞鶴市国民健康保険事業会計予算

第 5 号議案

令和7年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

令和7年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,112,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月25日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		1, 201, 909
	1 国 民 健 康 保 険 料	1, 201, 909
2 使 用 料 及 び 手 数 料		601
	1 手 数 料	601
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 府 支 出 金		5, 021, 207
	1 府 補 助 金	5, 021, 207
5 財 産 収 入		1, 131
	1 財 産 運 用 収 入	1, 131
6 繰 入 金		881, 139
	1 繰 入 金	881, 139
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		6, 851
	1 延 滞 金 及 び 過 料	4, 000
	2 雑 入	2, 851
歳 入 合 計		7, 112, 840

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		140,868
	1 総 務 管 理 費	124,491
	2 徴 収 費	15,950
	3 運 営 協 議 会 費	427
2 保 険 給 付 費		4,982,886
	1 療 養 諸 費	4,301,950
	2 高 額 療 養 費	649,836
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	15,000
	5 葬 祭 諸 費	7,000
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	9,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,884,033
	1 医 療 給 付 費 分	1,324,280
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	411,590
	3 介 護 納 付 金 分	148,163
4 保 健 事 業 費		94,829
	1 保 健 事 業 費	30,595
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	64,234
5 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1

(単位：千円)

款	項	金 額
6 公 債 費		70
	1 公 債 費	70
7 諸 支 出 金		5,153
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,153
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		7,112,840

令和 7 年 度

舞 鶴 市 貯 木 事 業 会 計 予 算

第 6 号議案

令和7年度舞鶴市貯木事業会計予算

令和7年度舞鶴市の貯木事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		207
	1 事業収入	1
	2 諸収入	206
2 繰入金		2,092
	1 繰入金	2,092
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		2,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		2,300
	1 施設管理費	2,300
歳 出 合 計		2,300

令和 7 年 度

舞 鶴 市 駐 車 場 事 業 会 計 予 算

第 7 号議案

令和 7 年度舞鶴市駐車場事業会計予算

令和 7 年度舞鶴市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,530千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		36,454
	1 事業収入	36,454
2 財産収入		74
	1 財産運用収入	74
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		36,530

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 事	業 費		36,430
		1 事 業 費	36,430
2 予	備 費		100
		1 予 備 費	100
歳 出 合 計			36,530

令和 7 年 度

舞鶴市介護保険事業会計予算

第 8 号議案

令和 7 年度舞鶴市介護保険事業会計予算

令和 7 年度舞鶴市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,878,360千円と定める。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,050千円と定める。
- 3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

- 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 600,000千円、介護サービス事業勘定 1,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

- 第 3 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(保険事業勘定)

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		1,518,093
	1 介 護 保 険 料	1,518,093
2 使 用 料 及 び 手 数 料		351
	1 手 数 料	351
3 国 庫 支 出 金		2,206,874
	1 国 庫 負 担 金	1,494,991
	2 国 庫 補 助 金	711,883
4 支 払 基 金 交 付 金		2,314,610
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,314,610
5 府 支 出 金		1,240,523
	1 府 負 担 金	1,201,486
	2 府 補 助 金	39,037
6 財 産 収 入		929
	1 財 産 運 用 収 入	929
7 繰 入 金		1,596,973
	1 繰 入 金	1,596,973
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		6
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	8, 878, 360

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		217,051
	1 総 務 管 理 費	149,270
	2 徴 収 費	2,581
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	65,200
2 保 険 給 付 費		8,296,856
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,567,394
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	310,474
	3 そ の 他 諸 費	8,404
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	203,455
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	24,355
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	182,774
3 地 域 支 援 事 業 費		308,987
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	243,323
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	10,899
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	53,925
	4 そ の 他 諸 費	840
4 公 債 費		250
	1 公 債 費	250
5 諸 支 出 金		52,216
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,561

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 繰 出 金	50,655
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		8,878,360

(介護サービス事業勘定)

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		8,048
	1 予防給付費収入	8,048
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		8,050

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 事 業 費			7,939
		1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	7,939
2 公 債 費			10
		1 公 債 費	10
3 諸 支 出 金			1
		1 償 還 金	1
4 予 備 費			100
		1 予 備 費	100
歳 出 合 計			8,050

令和 7 年 度

舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

第 9 号議案

令和 7 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和 7 年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,701,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1,268,536
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,268,536
2 使 用 料 及 び 手 数 料		131
	1 手 数 料	131
3 繰 入 金		431,310
	1 一 般 会 計 繰 入 金	431,310
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,722
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,520
	3 雑 入	201
歳 入 合 計		1,701,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		45,103
	1 総 務 管 理 費	39,235
	2 徴 収 費	5,868
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		1,654,537
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,654,537
3 公 債 費		40
	1 公 債 費	40
4 諸 支 出 金		1,520
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,520
5 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,701,700